

長歯連盟だより

平成30年6月5日（第49号）

発行所：長崎県歯科医師連盟

〒852-8104 長崎市茂里町3番19号

☎095(848)5311 FAX(846)0175

編集兼発行人：田口知義

連盟活動のさらなる発展を目指して

長崎県歯科医師連盟 副会長 品川光春



まだ5月というのに強まる日差しに夏の暑さを感じる天気が続きますが、会員の皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、米国のトランプ大統領の発信・行動によって、大きく世界の政治情勢が動いています。日本も多大な影響がある北朝鮮の核、ミサイル、拉致問題が少しずつでも解決していくことを期待していますが、なかなか簡単には進まないのも現実の政治ではないかと思えます。

振り返って歯科界について考えてみると、今回の診療報酬改定で僅かではありますが歯科医療費が増加したのは日歯や日歯連盟をはじめとする歯科関係者および支援していただいた議員の皆様の努力の成果であることは明確です。

しかしながら、膨大な医療費に比べると歯科医療費については、私たち歯科関係者の毎日の診療や保健活動の努力の成果としてはまだ十分に満足していない会員がほとんどではないでしょうか。

次期参議院選挙は、現在裁判で係争中のため日歯連盟としては、従来のような日歯連盟主導による候補者の擁立を見送ることが決定しています。このまま歯科界から発信できる議員がさらに少なくなることは、診療報酬を決定する政治の世界での発言力がさらに低下することに繋がってしまいます。そうならないためにも、何らかの対応が求められているのが実情だと思います。

長崎県歯科医師連盟としても、国会議員、県知事や県議会議員との懇談会等を通じて、歯科界の要望を伝えていますが、その原動力になるのは会員の皆様の結束と会員数の増加です。現在、歯科医師会の会員にはなっても連盟の会員にはなっていない先生にも早く入会していただき、連盟会員として内部から日頃の不満や要望、多くのご意見を発信していただきたいと思えます。

日々の地道な連盟活動の積み重ねによって、少しずつ歯科医療政策を改善していくことにより、国民、県民の歯科医療の向上はもちろん、私たち歯科界の人々が自信と希望を持てるような歯科界を目指して努力して行くことが必要ではないでしょうか。さらなる県歯連盟活動の発展と推進のため、会員の皆様のご支援ご協力を今後ともよろしくお願い申し上げます。

平成30年3月 長崎県歯科医師連盟定時理事会

日時：平成30年3月3日(土) 午後10時

場所：長崎県歯科医師会館 2階大会議室

1. 開 会 副会長 村橋 秀夫

物故会員に対する黙祷

2. 挨拶 会長 宮口 巖



「まず始めに、音山顧問、許斐顧問、そして本日もご欠席ですが、南顧問におかれましては、日頃より本連盟に対し、大所高所からのご助言、ご指導を賜り厚くお礼申し上げます。また、理事、監事の先生方におかれましては週末のお忙しい中、ご出席を頂きお礼申し上げます。昨年10月に実施されました第48回衆議院議員総選挙では、皆様のご協力により、長崎県全選挙区において、長崎県歯科医師連盟が推薦した4候補者が無事当選を果たしました。また、長崎県知事選が2月4日に投開票され、本連盟が推薦した現職の中村法道知事が無事当選しました。我々の政策を実現するために、知事や衆議院議員の4人の先生と今後も協議を重ねて参ります。日歯連盟の迂回寄付事件では、去る1月22日、村田元副理事長の判決が東京地方裁判所から言い渡され、「禁固2年、執行猶予3年」の有罪となりました。また、2月15日には、高木、堤元会長と日歯連盟の公判が開かれ、検察側より高木元会長に禁固2年、堤元会長に禁固1年6か月、日歯連盟に罰金50万円が求刑されました。現状では組織代表候補者の擁立は非常に厳しい状況です。日歯連盟高橋会長は、『従来型の組織内候補者を擁立して、日歯連盟が中心となった選挙は不可能。しかし、日歯連盟が持っている基礎的な票が切り崩されると、次々回の選挙にダメージがある。組織力を温存するためには、結論は出ていないが、各都道府県歯連盟が主体となって選挙を戦うということになるかと思う。』と述べています。いずれにしても、歯科医師連盟が、どのような形で次回参議院選挙に臨むことになるのか非常に不透明な状況です。最後になりますが、連盟活動は組織の力が重要です。本県の連盟会員の組織率は、全国的にも高く、引き続きご協力をお願いいたします。」

顧 問 許斐 義彦



今回の診療報酬改定では本体プラス改定となったが、政治力、官邸の力で実現した。医療は国策であり官邸の力で決定する。歯科系議員の官邸への働きかけが今回の歯科のプラス改定に繋がったと考えている。

郡市会においては地元の市長、市議、県議と良好な関係をもっており、歯科界がよい方向に向かうようご尽力をお願いしたい。

3. 報 告

報告第1号 長崎県歯科医師連盟庶務及び一般会務報告

報告第2号 長崎県歯科医師連盟会計現況報告

報告第3号 日本歯科医師連盟関係報告

監査報告 監事 宮崎宏延

4. 議 事

第1号議案 平成30年度長崎県歯科医師連盟事業計画に関する件（別掲4頁）

第2号議案 平成30年度長崎県歯科医師連盟会費賦課徴収に関する件

第3号議案 平成30年度長崎県歯科医師連盟会計予算に関する件（別掲4頁）

- ・全ての議案が原案どおり可決確定

5. 協 議

(1) 終身会員について

- ・県歯の終身会員の基準を引き上げることが決定し、本年4月から施行されるが、高齢会員の甲会費を段階的に徐々に減額していく措置をとる予定になっている。

連盟会員は“県歯の会員種別に準じる”となっており、県歯が終身会員に達すれば連盟も終身会員になるが、連盟会費は月額1,000円のため、減額の措置は行わないこととする。

(2) 提出協議題について

①次期参議院選挙（職域代表）について

- ・日歯連盟の迂回寄付事件で、日歯連盟は組織代表候補者の擁立を断念することとなった。
- ・今後の対応について意見交換。

(3) その他



6. 閉 会 副会長 品川 光春

- ・参院選挙の対応は難しいが、日歯連盟が知恵を絞り何とかよい方向に向かっていただきたい。



次期(第25回)参議院議員通常選挙における日歯連盟主導での職域代表選挙を断念！（日本歯科医師連盟評議員会で決定）

日本歯科医師連盟は、迂回寄付による政治資金規正法違反事件において、日歯連盟が訴訟係属中であることから、去る3月23日開催の第133回評議員会において、日歯連盟主導で職域代表候補者を擁立する従来型の選挙を断念することが決定しました。

今後は、都道府県歯連盟による候補者擁立での対応が予想されます。

平成30年度 長崎県歯科医師連盟事業計画

1. 医療問題の解決推進及び税問題

- ①医療保険制度抜本改正に対する活動及び社会保険診療報酬適正化の推進
- ②歯科医業経営基盤の安定・向上及び業権確保
- ③歯科医師需給問題等への対応
- ④社会保険診療報酬における概算経費率制度（特措法第26条）存続への対応
- ⑤社会保険診療報酬に対する事業税非課税特例措置存続への対応
- ⑥歯科医業に係る税制への対応
- ⑦歯科衛生士等の養成確保対策

2. 長崎県歯科医師連盟の組織の強化促進

- ①本連盟の基盤となる新規会員の入会及び退会会員の再入会の促進

3. 衆・参議員及び地方議員との連絡強化

- ①推薦議員の歯科に対する理解を一層深めてもらうためのデンタルミーティング等の開催

4. 選挙対策

- ①国政選挙（衆・参議院）の対応について

平成30年度 長崎県歯科医師連盟会計収支決算書 (平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日)

(単位：円)

I) 収入の部					
科目	予算額	前年度予算額	差異	摘要	
1. 会費	7,236,000	7,296,000	▲ 60,000	月額 1,000 円. 終身会員免除	
2. 寄付金	5,960,000	6,480,000	▲ 520,000	日歯連盟地方政治活動費	2,900,000円
				日歯連盟寄附金	1,130,000円
				日歯連盟寄附金	730,000円
				日歯連盟寄附金	1,200,000円
3. その他収入	2,000	2,000	0	銀行預金利息. その他	
当期収入合計	13,198,000	13,778,000	▲ 580,000		
前期繰越収支差額	12,000,000	10,500,000	1,500,000	平成29年度からの繰越金	
収入合計	25,198,000	24,278,000	920,000		
II) 支出の部					
科目	予算額	前年度予算額	差異	摘要	
1. 経常経費	3,510,000	3,380,000	130,000		
(人件費)	1,880,000	1,750,000	130,000	役員報酬. 事務局費. 雑給	
(備品消耗品費)	100,000	100,000	0		
(事務所費)	1,530,000	1,530,000	0	交通費. 印刷費. 通信費	
2. 政治活動費	16,516,000	16,476,000	40,000		
(組織活動費)	12,315,000	12,275,000	40,000	会議費. 組織対策費. 旅費. 渉外費. 大会費	
(選挙関係費)	2,000,000	2,000,000	0	衆議院選挙 500,000円×4選挙区	
(機関紙誌の発行費)	880,000	880,000	0	長歯連盟だより発行費 3回 780,000円 その他 100,000円	
(調査研究費)	1,000	1,000	0		
(寄付金)	1,320,000	1,320,000	0		
3. 予備費	5,172,000	4,422,000	750,000		
当期支出合計	25,198,000	24,278,000	920,000		
当期収支差額	▲ 12,000,000	▲ 10,500,000	▲ 1,500,000		
次期繰越収支差額	0	0			

平成30年度 日本歯科医師連盟事業計画

【基本方針】

日本歯科医師連盟は、国民歯科医療の向上と歯科医業経営の安定、発展のために多角的に政治活動を展開し、もって会員の生活を守ることを目的とする。

「医療はすべて政治であり、政治とは大規模な医療にほかならない」とカールウィルヒョー（ドイツの政治家）が述べているように、歯科医療は国民皆保険制度のもとでは国の医療政策に大きく左右され、ロビー活動を始めとする政治活動が欠かせない。日歯連盟のスタンスは、国民の理解を得ながらその健康寿命の延伸に向け、より一層の歯科医療の充実を図ると共に、会員の生活を守るために必要な政治活動を推進する事を第一義として、これまでの事業を踏まえながら今年度も新たな活動を展開して行くことである。無論組織自体が起訴されている現状を鑑みると、その存在意義の検証も不可欠であるが、組織の浄化を図るべくコンプライアンス委員会や会計協議会を経て、多数の眼によるガラス張りの会計システムを構築し継続中である。

内部的には、日歯連盟再生12の提言や組織刷新委員会、組織のあり方検討委員会の提言の具現化に向けて活動強化を図っている。中でも連盟組織率の低下、特に若手や女性歯科医師の入会率が極めて低いことは、今後の組織の存続にも関わることから、会員対策委員会の立ち上げが急務と言える。また連盟組織の再構築を検討するため基本問題検討委員会を立ち上げる他、連盟活動をより会員に浸透させるため広報活動の一層の強化も図る。それと共に会員からの貴重な浄財である連盟会費の有効活用を図るため、昨年度に引き続き都道府県歯科医師連盟活動を支援し、地元の国会議員とのより強固な連携構築をサポートして行く必要がある。

また、公益社団法人日本歯科医師会と定期的な協議会を開催し、必要な情報を共有すると共に政府の政策課題や消費税問題を始めとする税制の見直しに対応する必要がある。

一方で、対外的には持続可能な社会保障制度と国民皆保険の維持に向け、強力なロビー活動を推進し、政権の有力与党議員や歯科医療に理解を示す議員の勉強会などの参加も含めた政治活動を強力に展開する。

以上の基本方針の具現化に向けて以下の諸事業を展開する。

【対外事業】

1. 各種国政選挙への対応

衆参議員選挙に向け、本連盟及び都道府県歯科医師連盟の推薦候補の支援体制を強化する。

2. 地方自治体議員、首長選挙対策・支援

都道府県歯科医師連盟から推薦依頼のあった候補者に対し、当該連盟と十分に連携を図り必勝を期す。

3. デンタルミーティング開催への支援

都道府県歯科医師連盟による『デンタルミーティング』開催を支援し、推薦議員の歯科医療への理解を一層高める。さらに内容等を当該歯科医師連盟より、フィードバックを受け本連盟活動に反映する。

4. 国会議員等のパーティーや各種勉強会への積極的な参加

人脈確保ならびに情報の早期入手等のため、歯科に理解のある国会議員のパーティーや勉強会に積極的に参加する。また、国会議員との懇談会、勉強会等の積極的活用と充実を図る。

5. 組織代表等の国会議員との情報交換及び支援体制の確立

本連盟の目的達成のため、参議院組織代表等の関係国会議員（衆議院を含む）との緊密な連携を図り、円滑な国会活動を支援する。

6. 歯科医師議員連盟の組織の充実と連携の強化

会員である国会議員、地方自治体議員及び首長をもって組織する同連盟の充実を図るとともに、本連盟との連携を強化する。

7. 関係団体・機関との相互理解と協力の強化

党をはじめ関係諸団体・機関との密接な連携協力を図り、目的達成に向けて必要な対応を行う。

8. 全国歯科大学歯学部同窓・校友会との連携強化

本連盟の目的達成のため、全国歯科大学歯学部同窓・校友会と緊密な連携を図る。

9. 情報開示の推進、外部広報活動の推進

『日歯連盟広報』、『ホームページ』等媒体を拡充して本連盟の活動状況等を会員並びに国民に広報する。特に外部広報に於いても一般マスコミ等への情報提供・会合の常時活動をさらに推進する。

【対内事業】

1. 日歯連盟改革の推進

「日歯連盟再生12の提言」の総括と検証をさらに進め、また「組織刷新委員会答申書」ならびに「組織のあり方検討委員会の意見書」を参考にして、改革の推進を着実に行う。具体的には「基本問題検討委員会」を新たに立ち上げ組織改革に向けての指針を検討する。

2. 会員増強活動の推進

「会員対策委員会」を青年部会と女性部会に再構成し、都道府県歯科医師連盟の協力を得て本連盟の基盤となる新入会員の入会促進を図るとともに、未入会対策を強力に推進する。

3. 日本歯科医師会との連携・協力

公益社団法人日本歯科医師会との連絡協議会等を通じて共通認識を高め、将来の歯科界に係る政策課題の解決をめざす。

4. 都道府県歯科医師連盟との連携強化

都道府県歯科医師連盟地区事情等の相互理解の上で連携を強化する。

5. 規約、諸規則等の改正の検討

「組織刷新委員会」ならびに「組織のあり方検討委員会の意見書」を参考にして、組織システムの変更等、規約・規則等の改正の検討を行う。

6. 諸会議の充実

必要に応じて常任理事会やその他会議での具体的審議や各種委員会における検討を適宜行う。

7. 役員勉強会の開催

新たな課題や、政治資金規正法・公職選挙法等の法律、そして国の行政と立法のシステム等について役員間で知識・認識を共有するための勉強会を開催する。

8. 情報開示の推進、内部広報活動の推進

会計の透明化、会計決定システムの開示をより一層推進し、理事会決定に至る明朗な過程を維持する。また、内部広報を通じて会計のみならず会員への十分な情報提供を行う。

自民党県議会議員との懇談会報告

日時：平成30年5月7日(月曜) 午後6時

場所：長崎市「サンプリエール」

長崎県歯科医師連盟理事長 田口知義

去る5月7日(月)、自民党県議会議員との懇談会を開催した。

今回の懇談会は、自民党県議会議員の先生方に、長崎県における歯科保健の現状と課題について説明しご理解を求め、県民の歯科保健を守るうえで長崎県歯科医師会からの要望を実現に向けてご尽力いただくために開催した。出席者は次のとおり。

長崎県議会議員			長崎県歯科医師連盟		
役職	氏名		役職	氏名	
副会長	八江利春	会長	宮口 厳		
副会長	三好徳明	副会長	品川光春		
総務副会長	橋村松太郎	副会長	村橋秀夫		
副会長・県議会議長	溝口芙美雄	副会長	高木浩司		
幹事	坂本智徳	理事	田口知義		
副会長	瀬川光之	常務理事	中村 淳		
副幹事	下条文摩左	常任理事	渋谷昌史		
政調会長	中村和弥	常任理事	田中靖彦		
政調副会長	浅田眞澄美	県歯理事	俣野正仁		
組織委員長	前田哲也	県歯理事	井手祥二		
副幹事	中島浩介	県歯理事	寺崎 宏		
政調副会長	ごうまなみ				
会計	山本由夫				
副幹事	宅島寿一				
政調副会長	近藤智昭				
政調副会長	里脇清隆				
広報委員長	大場博文				
県連事務局	川端健嗣				
県連事務局	西野里美				

1. 開会及び挨拶

田口理事長の開会で始まり、宮口会長、自民党県連坂本幹事長から挨拶があった。

○宮口会長挨拶



日頃から長崎県歯科医師会及び長崎県歯科医師連盟の事業推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

本懇談会は、自民党県連のご協力により、定期的で開催させていただいていますが、自民党県議の先生方のご尽力で施行された「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」の理念を県下全域に広げるため、我々もさまざまな活動をしているところです。

長崎県が目標とした平成29年度末までに県下の保育所、幼稚園、小学校全施設でフッ化物洗口の実施については、小学校では100%の達成となりました。保育所、幼稚園では、8割強の達成となっておりますが、引き続き100%達成を目指し協力させていただきます。中学校での実施についても、昨年度から本格的に取り組んでいただいているところです。

本日は、本会渋谷専務理事より「長崎県の歯科保健の現状と課題について」というテーマで、歯の健康が全身の健康とどのような関連があるか、現在中村知事が推し進めている「健康寿命の延伸」に歯科がどのような役割を果たすことができるかについて解説させていただきたいと思います。

昨年6月に政府がまとめた「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2017」に、「口腔の健康は全身の健康にもつながることから、生涯を通じた歯科健診の充実、入院患者や要介護者に対する口腔機能管理の推進など歯科保健医療の充実に取り組む」と、これまでにない歯科関連の具体的な施策が明記されています。口腔の健康が「健康長寿の延伸」に貢献することを国が認め、本腰を挙げて取り組んでいくことの表われであると考えています。

その辺りも本日は説明させていただくので、自民党県議の先生方におかれましては後ほどの協議でご意見やアドバイスをお願いいたします。

○坂本幹事長挨拶



日頃から自民党の活動に対し、お力添えをいただき感謝を申し上げます。

昨年の衆議院選挙、本年の県知事選挙においてもご協力をいただき、おかげ様をもって自民党が推す候補者が無事当選を果たしました。お礼を申し上げます。

歯科医師連盟の自民党の党員数が僅かながら減少傾向にあり、是非党員数の拡大にご協力をいただきたいと思います。

フッ化物洗口については、自民党県議団一丸となり進めているところであり、本日は十分に勉強させていただき、全国一番になるように頑張って県政に生かして行きたいと思っております。

2. 自己紹介

3. 協議

(1) 自民党県連からの報告

特になし

(2) 長崎県における歯科保健の現状と課題について

(渋谷常任理事)

○長崎県における健診事業の推進について

- ・昨年6月にまとめられた政府の骨太の方針2017に初めて「歯科口腔保健の充実」の文言が盛り込まれた。これを受け、厚労省の平成30年度歯科保健関係予算は前年度に比べ2倍近くの金額が計上され、歯科健診事業に積極的に取り組むことが必要となってくる。
- ・厚労省予算は歯科医師会で確保することは難しいので、県行政の方で新しい事業として獲得いただくようお願いしたい。議員



の先生からも議会の方で発言をお願いしたい。

- ・日本歯科総合研究機構の調査でも、歯の欠損が多い人ほど誤嚥性肺炎が多いこと、がん患者で口腔機能管理を受けた人ほど医療費が減少することが分かっており、がん医療費が6,000億円削減できる可能性がある。
- ・本県での現状であるが、市町での歯科健診受診率は僅か1.2%である。労働安全衛生法に歯科健診が義務付けられていないことも大きな要因である。
- ・現在、後期高齢者医療広域連合、県市町村職員共済組合、全国健康保険協会長崎支部、地方職員共済組合長崎県支部などが歯科健診を実施しているが、今後はこれを拡大していくことが必要であり、公立学校共済組合、警察共済組合に働きかけていきたい。健診事業の拡大にご協力をお願いしたい。



○長崎県における健診事業の推進について

- ・現在47都道府県中、43道県で条例が施行されている。
- ・神奈川県では条例の見直しを行い、「オーラルフレイル」という文言が入った。
- ・条例の見直しの検討を含めて、自民党との勉強会を立ち上げたいと考えているのでよろしくをお願いしたい。

○地域医療介護総合確保基金事業について

- ・地域包括ケアがシステム化された際に不足する人材の育成が基金の大きな柱である。
- ・現在の基金事業では医師、看護師の育成のみの事業である。歯科衛生士も含め、理学療法士、言語聴覚士などの育成事業はない。
- ・「地域包括支援センター」に歯科衛生士が雇用されることが必要と思われるので、検討いただきたい。

(自民党)

- ・基金の人材育成事業に関し、自民党と相談しながら具体的な提案を挙げていただければと思う。各団体提案の事業より行政提案の事業が通りやすい部分がある。政調会に声をかけていただきたい。

○長崎県フッ化物洗口推進事業について

- ・平成29年度に小学校は100%達成された。幼稚園・保育園は80%強の達成になった。
- ・今後は本事業の対象者の子どものむし歯がどのような結果になっているのか、歯科健診を実施し、データを集めることが必要である。

○高次歯科医療機関の適正配置について

- ・島原病院が「がんセンター」を別の場所に設立する計画があり、空いた部分に歯科口腔外科を設置する予定があるとのことで、ご協力に感謝する。今後も力添えをお願いしたい。
- ・口腔保健センターの委託料が県予算のシーリングで年々減額されている。何とか確保していただきたいと考えている。

(3) 平成29年度地域医療介護総合確保基金事業補助金の活用による長崎歯科衛生士専門学校施設の改修について

(田中常任理事)

平成29年度事業採用に対するお礼。質の高い歯科衛生士の育成に努めていく。

(4) その他

4. 閉 会 (品川副会長)

日本歯科医師連盟迂回寄付事件の公判の 現状及び今後の対応について

一連の日本歯科医師連盟の迂回寄付事件で、村田憲信元副理事長、高木幹正前会長、堤直文元会長及び日歯連盟が政治資金規正法違反（虚偽記載、量的制限超過）の容疑で起訴され、現在、東京地方裁判所で公判が行われています。村田元副理事長は有罪判決が言い渡され、来年7月に実施予定の参議院議員通常選挙への日歯連盟組織代表候補者の擁立が厳しい状況となっております。

公判の現状と日歯連盟の動きについて簡単に報告いたします。（平成29年5月12日までは既にお知らせしております。）判決が出ても控訴することが予想され、判決の確定は長期化が予想されています。

○平成28年12月7日 村田元副理事長に対する初公判

検察側の迂回寄付の指摘に対し、村田元日歯連盟副理事長及び弁護側は「虚偽の記載はしていない。検察側は政治資金規正法の解釈を誤っている」と無罪を主張。

○平成28年12月15日 村田元副理事長に対する公判

検察側が役員会での村田元副理事長と高木前会長のやり取りの「録音データ」を公開。

○平成29年1月13日 高木前会長、堤元会長、日歯連盟に対する初公判

高木前会長は「違法なことはしていない。村田元副理事長を全面的に信頼していた。」と無罪を主張。堤元会長も同様に「違法なことはしていない。会計面は村田元副理事長に一任しており、違法性はないと元副理事長から説明を受けていた。」と主張。日歯連盟も連盟職員が出廷し無罪を主張。

○平成29年1月18日 村田元副理事長に対する公判

元日歯連盟常任理事の湯澤清孝氏が出廷し、一連の迂回寄付といわれる手法に対し「うまい方法だと思った」また一方で「法律的に大丈夫かなと思った」と証言。

○平成29年2月2日、3日 高木前会長、堤元会長、日歯連盟に対する公判

元日歯連盟常任理事の湯澤清孝氏と元日歯連盟常任監事の中野健一郎氏が出廷。湯澤氏は、村田元副理事長の公判と同様に役員会のやり取りについて証言。中野氏は「村田元副理事長の口ぶりでは合法と思っていた。高木前会長も堤元会長も会計の認識が詳しくなく、元副理事長に任せていた」と証言。

○平成29年2月8日 村田元副理事長に対する公判

元日歯連盟常任理事で西村まさみ中央後援会会計責任者の倉治康男氏が出廷し、中央後援会会計責任者に就任した経緯について「実務は元副理事長が取り仕切るから名前だけ貸して欲しいと言われたから」と証言し、また中央後援会の収支報告書については「実務面は村田元副理事長がやるということだったので、元副理事長が確認していたと思う」と発言。

○平成29年3月1日 村田元副理事長に対する公判

元日歯連盟監事の佐藤博嗣氏が出廷し、迂回寄付について、「村田元副理事長から、あくまでも日歯連盟内部の会計移動で違法性はないと説明を受けた」と証言。

○平成29年3月6日 高木前会長、堤元会長、日歯連盟に対する公判

元日歯連盟常任理事で西村まさみ中央後援会会計責任者の倉治康男氏が出廷し、中央後援会会計責任者に就任した経緯について、村田元副理事長の公判と同様に「実務は元副理事長が行うので名前だけということだった」と証言。

○平成29年4月20日 村田元副理事長に対する公判

日歯連盟職員が出廷し、政治資金収支報告書の作成の状況などについて、全て村田元副理事長に確認していたと証言。

○平成29年4月23日、24日 村田元副理事長に対する公判

元日歯連盟理事長の峰正博氏が出廷し、迂回方法について、村田元副理事長から提案され「怪しいとは思ったが、法律的な裏づけがあるのだろうと思っていた」と証言。

○平成29年5月12日 高木前会長、堤元会長、日歯連盟に対する公判

元日歯連盟監事の佐藤博嗣氏が出廷し、日歯連盟が「西村まさみ中央後援会」を通じて「石井みどり中央後援会」に寄付した手法について、村田元副理事長の「ガラス張りの移動であり、あくまでも内部の移動なので問題ない」との説明を聞いても「十分に納得できなかった」と証言。

○平成29年5月22日、26日 村田元副理事長に対する公判

元日歯連盟職員が証人として出廷し、実務・事務面での資金移動について、「村田元副理事長のメモや口頭の指示により資金を動かした」と証言した。

○平成29年6月15日、16日 高木前会長、堤元会長、日歯連盟に対する公判

元日歯連盟理事長の峰正博氏が証人として出廷し、「当初は『妥当』との認識を持っていたが、途中から『違法』との認識が変わった」と証言した。

○平成29年6月20日、23日 村田元副理事長に対する公判

証人尋問が終了し、この日から被告人に対する尋問が始まった。村田元副理事長は、西村まさみ中央後援会、石井みどり中央後援会、日歯連盟の関係について、「日歯連盟の一種の特別会計」であり、連盟内部の資金移動と考えていたとの認識を示した。また、資金移動は当初の計画にはなかったとの考えを明らかにした。

○平成29年7月13日、14日 高木前会長、堤元会長、日歯連盟に対する公判

元日歯連盟職員が証人として出廷し、村田元副理事長に対する公判の証言と同様に、「村田元副理事長の指示により資金を移動した」と証言した。

○平成29年7月18日 村田元副理事長に対する公判

被告人尋問で、村田元副理事長は、6月20日、23日の公判と同様に、平成22年の西村まさみ選挙、25年の石井みどり選挙ともに、当初は迂回する計画がなかったことを主張した。

裁判官は村田元副理事長に対し「当時の監事会の議事録を見る限り、5千万円ルールから逃れるための説明に聞こえる。しかし、被告人の主張を聞く限り、それは違うのか」と質問し、村田元副理事長は「違う」と回答した。

○平成29年8月31日 日歯連盟高橋会長が関東地区歯科医師連盟役員連絡協議会で私見

日歯連盟高橋会長は関東地区歯科医師連盟役員連絡協議会で、私見と前置きした上で、迂回寄付事件で元会長ら3人と日歯連盟が起訴されている状況では選挙を戦うのは難しいとの認識を示し、「3人及び日歯連盟が無罪になれば組織代表選挙を行う。」と発言した。

○平成29年9月11日、12日 高木前会長、堤元会長、日歯連盟に対する公判

高木前会長、堤元会長、日歯連盟と分離裁判中の村田元副理事長が出廷し、問題となった平成22年の西村まさみ選挙、25年の石井みどり選挙で利用した資金移動について、「自分の独断で行った。総額の選挙資金は組織決定したが、それをどのように動かすかは自分の職務権限で、事前に他の役員には話していない」と独断による資金移動の実行を証言した。

○平成29年10月5日 高木前会長、堤元会長、日歯連盟に対する公判

長江俊一元常任理事が出廷し、平成25年の迂回寄付について「担当でなかったのでよく分からなかった。新聞報道で知った。不正とは思わなかった」と証言した。

○平成29年10月6日 高木前会長、堤元会長、日歯連盟に対する公判

元東京地検特捜部の検察官に対し証人尋問が行われ、検察官は、「平成27年7月から迂回寄付事件を担当し峰正博元理事長の取調べを行った。峰理事長は当初は『具体的に覚えていない』など曖昧な発言だったが、途中から『本当のことを言えば首謀者と捉えられるのが怖かった』と話した」などと証言した。また、高橋日歯連盟会長に代表質問が行われ、事件後に連盟組織の再生に向けて会計の透明化やコンプライアンスの強化に取り組んでいるとし「再びこのようなことが起こらないようにしなければならぬ」と再発防止を誓った。

○平成29年10月19日、20日 高木前会長、堤元会長、日歯連盟に対する公判

被告人尋問で堤元会長は、東京地検の特捜部からの任意の事情聴取について「参考人程度で逮捕されるとは思わなかった」と述べた。さらに平成22年の西村まさみ選挙の費用についても、「村田元副理事長から相談を受けたことはなかった」と証言した。

○平成29年10月24日 村田元副理事長に禁固2年6ヶ月求刑

村田元副理事長に対する論告求刑公判が開かれ、検察側は村田元副理事長に禁固2年6ヶ月を求刑した。

論告求刑で検察側は「迂回寄付は迂回に使用する政治団体を次々に変えながら繰り返してきた。長年行われ

ており組織的で悪質。法令順守の微塵もなく反省は皆無だ。国民の政治不信を招く悪質な犯行であり、厳罰をもって臨むべき」とした。

○平成29年10月27日 村田元副理事長への求刑で日歯連盟高橋会長が記者会見

日歯連盟高橋会長は10月27日の理事会後の定例会見で村田元副理事長の求刑に対し、「非常の重い求刑」との見解を示し、検察側が求刑の際に組織的で悪質との糾弾に「検察側の見解と理解するしかない。我々は何一つ悪いことをしようとする組織ではない。今回の問題でも公金に手をつける、横領、選挙違反している訳ではない。見解の相違である。」とした。

○平成29年11月9日、10日 高木前会長、堤元会長、日歯連盟に対する公判

被告人尋問で高木元会長は、「会計面は村田元副理事長に全面的に任せていた。資金移動についても事前に村田元副理事長から相談はなかった。どこに動かすかは村田元副理事長に委ねていた」と自身の関与を否定した。

○平成30年1月22日 村田元副理事長に有罪判決

村田元副理事長に対する判決公判が1月22日東京地方裁判所で行われ、禁固2年、執行猶予3年の有罪判決が言い渡された。前田巖裁判長はコメントで「過去の日歯連盟の事件により設けられた5千万円ルールにもかかわらず、従来からの姿勢を改めず、組織的で巧みな犯行。法改正趣旨をないがしろにしている。厳しい非難は免れない」と厳しく批判した。

後日、村田元副理事長の弁護側は判決を不服として東京高裁に控訴した。

○平成30年1月25日 村田元副理事長への有罪判決で日歯堀会長が記者会見

日歯堀会長は1月25日の理事会後の定例会見で村田元副理事長の有罪判決に対し、「別組織の事件でありコメントを控えるところだが、歯科界全体に不信の目が向けられた事案」とした上で「判決を重く受け止めている」との考えを述べた。

○平成30年2月15日 高木元会長に禁固2年、堤元会長に禁固1年6ヶ月、日歯連盟に罰金50万円求刑

高木元会長、堤元会長、団体起訴の日歯連盟に対する論告求刑公判が開かれ、検察側は高木元会長に禁固2年、堤元会長に禁固1年6ヶ月、日歯連盟に罰金50万円を求刑した。

求刑で検察側は村田元副理事長の主導により迂回寄付が行われたとし、堤元会長は元副理事長の説明を正確に理解していたとした。また、高木元会長に対しては、元副理事長の発案した迂回寄付の手法を了承しており、共同正犯を負うべきとした。その上で「国民の不信を招く極めて悪質な犯行。過去の所業を熟知していたにもかかわらず、法令順守が微塵も感じられない」と実刑判決を求めた。

○平成30年2月15日 次期参院選での候補者擁立は不可能（日歯連盟高橋会長が記者会見）

日歯連盟高橋会長は2月15日の理事会後の定例会見で次期参議院比例代表選挙への対応について「理事会で従来型の組織内候補者を擁立し、日歯連盟が中心となった選挙は不可能という結論に達した」と発言した。また「我々が持っている基礎的な票が切り崩されると次々回の選挙にダメージがある。組織力を温存するためには、結論は出ていないが都道府県歯科医師連盟が主体となって選挙を戦うということになるかと思う」と話した。

○平成30年2月16日 高木前会長、堤元会長、日歯連盟に対する公判

最終弁論で2人の元会長の弁護側は改めて無罪を主張し結審した。

堤元会長の弁護側は「違法性の認識はない」「収支報告書に関与していない」と無罪を主張した。また高木元会長の弁護側は、元副理事長が高木元会長らに相談せずに資金移動を行っていたとの証言を挙げ、共謀性を否定し、平成25年における資金移動に関わる関係者の供述の信憑性についても指摘し、無罪を主張した。

判決は6月27日午前10時から言い渡される。

○平成30年3月23日 日歯連盟主導での選挙対応を断念（日歯連盟評議員会）

日本歯科医師連盟第133回評議員会が開催され「第25回参議院議員通常選挙への対応について」の議案で日歯連盟主導での職域代表選挙対応は断念することが可決された。

評議員会終了後の記者会見で高橋会長は「代表である評議員の先生方を通じて会員からの意見を吸い上げ、今年6月の評議員会で検討を進めていく。各都道府県歯連盟による機関決定での候補者擁立は不可能ではないと考えている。日歯連盟が表に立つことだけは注意したい」と述べた。

2018年 4月27日 Vol.41



参議院議員

石井みどりNEWS



人生 100 年時代の就労期歯科口腔保健の充実のために！



4月17日の参議院厚生労働委員会において、質疑の中で産業歯科保健について取り上げました。私がかねてより「ライフステージに応じた歯科健診の義務化」に取り組んでおりますが、国民皆歯科健診の実現に向けては、エビデンスの集積が必要となります。

現在、有害な業務において義務となっている歯科健診については、労働安全衛生法 第66条、労働安全衛生規則 第48条、労働安全衛生法施行令第22条に定められています。

法により義務づけられた健診の実態を把握することは、行政として当然のことと考えます。しかしながら過去、「酸取扱事業場」における歯科健診の実態調査は、全国的に全く未実施でありました。平成9年度（1997年度）と平成14年度（2002年度）に広島労働局と広島県歯科衛生連絡協議会によって、酸取扱事業場に対する実態調査が行われています。

平成29年度も15年が経過していますので、同様の実態を把握するために事業場に対するアンケート調査への協力を広島労働局に依頼したところ、協力できないとの回答でした。

そのため、広島県歯科衛生連絡協議会の平成29年度の事業として実施困難となりました。

この事を質疑の中で、厚生労働省労働基準局安全衛生部長に対して厳しく指摘したところ、「早急に広島労働局の対応について把握した上で、本省としての考え方をまとめたい」との答弁でした。

人生100年時代を迎えたわが国において、成人期以降の歯科口腔保健の推進は、国民の健康長寿にとって極めて重要であります。そのためにも、就労期の歯科口腔保健をまずは充実させること、その一環としての「酸取扱事業場」における歯科健診の実態調査でした。

超高齢社会を生きるわが国の国民の方々の生きる力を支える口腔保健・歯科医療の充実、発展にこれからも全力を尽くしてまいります。

参議院議員 石井みどり事務所（自由民主党東京都参議院比例区第二十九支部 発行）

〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館403号室

電話番号： 03-6550-0403

FAX：03-5512-2206

e-mail： midori_ishii@sangiin.go.jp

HP：http://www.ishii-midori.jp/

会員の入会 (平成30年1月～平成30年4月)

入会年月日	郡市会	氏名	備考	入会年月日	郡市会	氏名	備考
30.1.1	長崎市	まつお 尾つよし 剛		30.3.1	長崎市	くどう 藤じゅん 平	
30.3.1	長崎市	やしま ひとみ 美		30.4.1	対馬市	たかもり ゆうぞう 三	
30.4.1	対馬市	たかもり あきこ 子		30.4.1	長崎市	みつやす けんいちろう 健一郎	
30.4.1	佐世保市	むらお とも のり 紀		30.4.20	島原南高	はぎお 美き 樹	

長崎県歯科医師連盟の動き (平成30年1月～平成30年4月)

1月9日	連盟だより編集会議	出席者：宮口理事長他8人
1月11日	長崎県農政連盟「中村ほうどう氏を励ます」総決起集会(諫早市)	出席者：中村副会長他1人
1月12日	県議会議員ごうまなみ後援会「新年会」(長崎市)	出席者：(会長代理) 田口理事長
1月13日	「中村ほうどう」後援会事務所開き(長崎市)	出席者：宮口会長
1月13日	北村誠吾新年交歓会(佐世保市)	出席者：品川副会長他1人
1月15日	長崎県知事との面談(長崎市)	出席者：宮口会長他1人
1月15日	自民党長崎県知事選挙総決起大会(長崎市)	出席者：田口理事長他
1月17日	下条ふみまさ新春の集い(長崎市)	出席者：田口理事長他1人
1月18日	中村ほうどう県知事候補出陣式(長崎市)	出席者：田口理事長他1人
1月26日	中村ほうどう拡大選挙対策会議(長崎市)	出席者：中村常務理事
1月27日	中村ほうどう個人演説会(長崎市)	出席者：中村常務理事
2月3日	中村ほうどう街頭大演説会(長崎市)	出席者：田口理事長
2月4日	長崎県知事選挙祝勝会(中村報道県知事)(長崎市)	出席者：田口理事長他1人
2月6日	日歯連盟褒賞審議会(日歯)	出席者：許斐顧問
2月6日	連盟役員打合せ	出席者：宮口会長他5人
2月14日	連盟理事会日程調整会議	出席者：宮口会長他10人
3月3日	連盟理事会	出席者：宮口会長他29人
3月9日	都道府県連盟会長会議(日歯)	出席者：宮口会長
3月23日	日歯連盟評議員会(日歯)	出席者：宮口会長

「会員の声」原稿募集

本誌では、会員からの投稿欄「会員の声」の原稿を募集しておりますので、建設的な意見・要望などをお寄せください。

投稿規定は次のとおりです。

◇原稿の採否は編集兼発行人にご一任ください。

なお、掲載の採否のお問い合わせはご遠慮ください。

また、編集及び校正については編集兼発行人にご一任ください。

◇原稿には表題を必ず明記してください。

◇匿名での原稿は受付をいたしません。

◇投稿者は氏名・年齢・所属郡市会を明記し、県歯連盟宛に郵送又はFAXでお寄せください。

編集あしがき

昨年7月より連盟理事に就任いたしました木原です。

連日、新聞TV等で「森友・加計問題」が話題にのぼります。「村度」の文言が独り歩きし、安倍総理の関与の有無ばかりが焦点にされているような気がします。

私見ですが、「加計問題」に関しては、四国(愛媛県)での獣医学部新設の正当性と加計学園への認可が正しい手順をふまえたものかどうか重要に思えます。そもそも公務員獣医師の不足により、鳥インフルエンザ・口蹄疫といった家畜伝染病への対応が十分にできない恐れから、獣医学部の新設の必要性を問われたのが発端だと思われまます。それでも新設獣医学部卒業生の何割が公務員獣医師になるのかは予測できませんが、不毛な答弁に時間と税金を使うよりもっと重要な案件があるのではないかというのが私の意見です。歯科界では今後少子高齢化がさらに進み、医療費の高騰により財源の逼迫を招くのはあきらかです。

国民皆保険制度下で、国民、歯科医療機関、保険者の「三方一両得」を実現するためにも職域代表の議員を国政に送ることは重要なことではないでしょうか。(木原 功喜)